

委員会発議案第3号

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成28年9月29日

鈴鹿市議会議長
後藤光雄様

提出者
文教環境委員会
委員長 森 雅之

(提案理由)

国に対し、義務教育費国庫負担制度の存続及び国の責務として必要な財源をさらに確保するよう要請するため。

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」、「教育水準の維持向上」を保障するため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立された制度である。昭和60年以降、国と地方の役割分担・財政状況等をふまえて、義務教育費国庫負担金の一般財源化がおしすすめられ、平成16年までに教材費や旅費などが一般財源化された。公立小中学校等の教職員給与費については、教職員の確保と適正配置のため、国庫による負担とされてきたが、平成18年から国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。

そのような中、義務教育にかかわる公的支出に、各自治体間での差異が生じている。例えば、昭和60年に一般財源化された教材費のうち図書費については、「学校図書館図書標準」が国によって定められている。しかしながら、平成25年度末のデータによれば、鈴鹿市においては、実際にその標準を満たしている公立小中学校は、小学校で12校、中学校では0校にとどまっている。

平成32年度からの導入が検討されている「デジタル教科書」については、検討会議の中間まとめにおいて、「無償措置の対象とすることは、直ちには困難である」ことが示されており、導入にあたっては「教材費なりの形で保護者の一部負担となる可能性も考えられる」としている。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであり、その時々の方財政状況に影響されることのないよう、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実が求められる。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月29日

鈴鹿市議会議長 後藤光雄